

第 4 次福岡市一般廃棄物処理基本計画 (新「循環のまち・ふくおか基本計画」)

案の概要

1 計画策定の趣旨

(1) これまでの取組み

平成 16 年 12 月に第 3 次福岡市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの削減目標を掲げ、家庭ごみの有料化をはじめ、事業所ごみの減量指導など、市民・事業者とともに 3 R (リデュース・リユース・リサイクル。以下同じ。)に取り組んできた。

(2) ごみ減量・リサイクル推進に向けた社会気運の高まり

容器包装リサイクル法の改正(平成 18 年)や食品リサイクル法の改正(平成 19 年)等、ごみ減量・リサイクル推進に向けた法令等が整備され、社会の気運が高まってきた。

(3) 現状

「ごみ処理量を平成 27 年度に 62 万トンにまで削減する」という第 3 次ごみ処理基本計画の目標を、人口増加にもかかわらず、平成 20 年度に 7 年前倒しで達成し、以降着実に減少しているものの、事業系の可燃ごみについては、紙類が約 5 割、厨雑芥類(食品廃棄物)が約 2 割あり、依然としてリサイクルの余地が残っている。

表 1

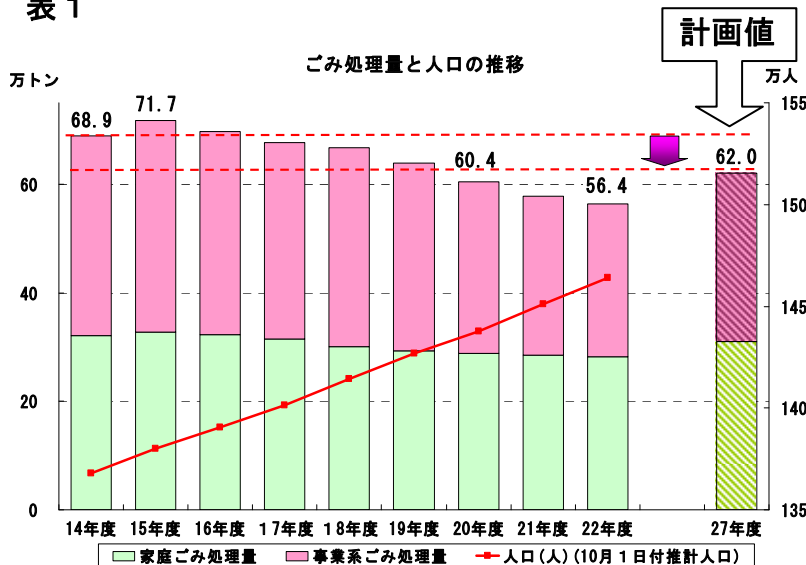
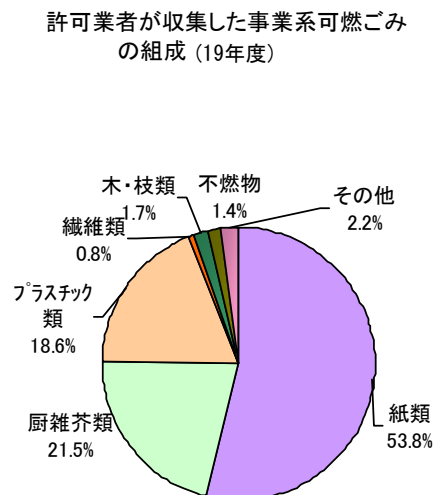


表 2



(4) 今後取り組むべき課題

- ① リサイクルに比べ定着度の低い 2 R (リデュース・リユース。以下同じ。)の意識向上と実践行動の促進を図る必要があること。
- ② 資源化の余地がある事業系ごみについて、基盤整備等さらなる資源化に重点的に取り組む必要があること。
- ③ 分別ルール徹底や不法投棄防止のため、引き続き啓発を行う必要があること。
- ④ ごみの減量による温室効果ガスの排出抑制や、有害物質の適正処理、レアメタル等の貴重な資源の循環利用など、低炭素社会や自然共生社会づくりへも配慮する必要があること。
- ⑤ 食品廃棄物のリサイクルなど、民間事業者による取組みを促進するため、循環型社会ビジネス振興の視点にも留意して取り組む必要があること。

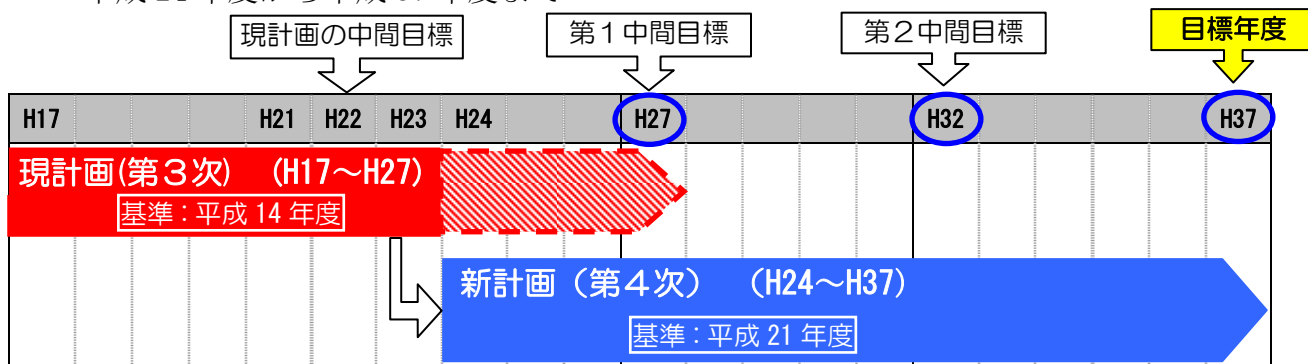
2 計画の枠組み

(1) 計画の位置づけ

- ① 廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づく法定計画(一般廃棄物処理基本計画)
- ② 「福岡市環境基本計画」の部門別計画

(2) 計画期間

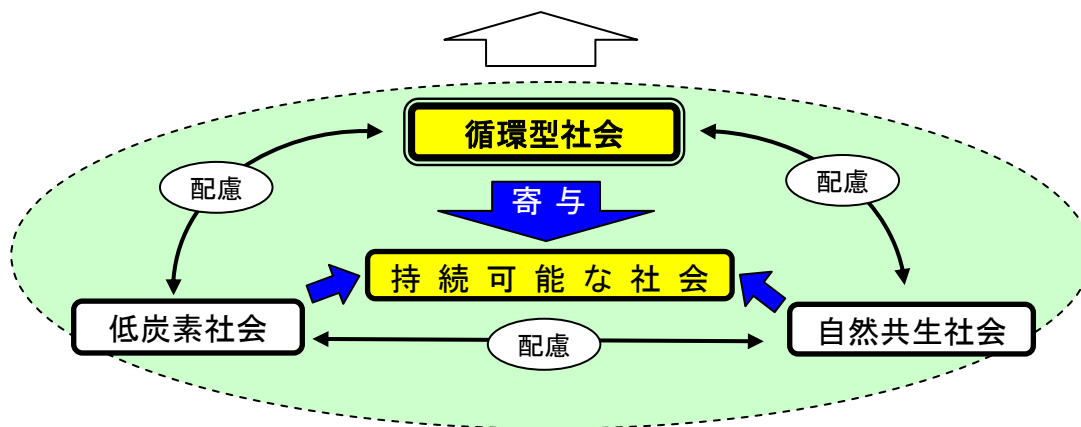
平成24年度から平成37年度まで



3 計画の理念

市民・事業者の自主性・自発性を尊重し、その活力を活かしながら、市民・事業者・行政の適切な役割分担の下に循環のまちづくりを進め、また、併せて、低炭素社会づくりや自然共生社会づくりへも配慮することにより、持続可能な社会づくりを行う。

図1 テーマ:「元気が持続する循環のまち・ふくおか」



循環型社会づくり: 市民・事業者のごみ減量行動の活発化

ごみ減量により、ごみ処理に係る全般的なコストの削減

低炭素社会づくり: ごみ処理に関する温室効果ガス排出量の削減

(平成21年度比で約2.7万トン(12%)削減)

自然共生社会づくり: 有害物質の適正処理や貴重な資源の循環利用を通じての環境負荷の低減

持続可能な社会づくりへ寄与

4 計画の目標

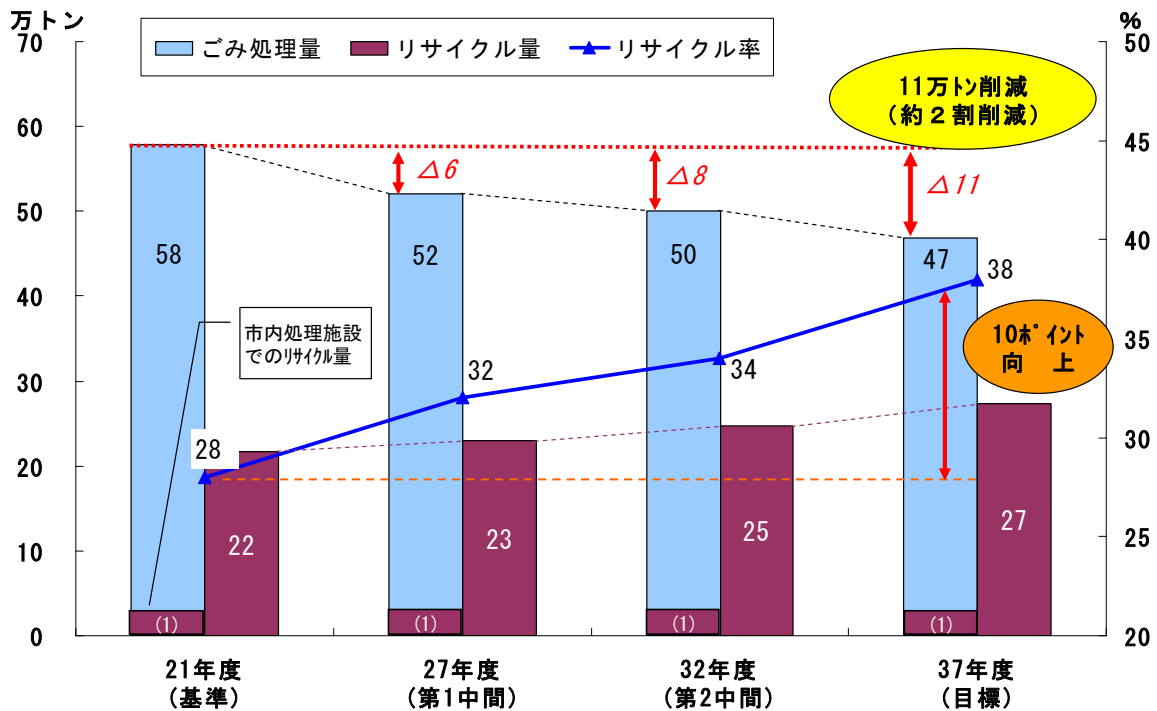
(1) ごみ削減量

平成 21 年度の 58 万トン を平成 37 年度で 47 万トンへと、焼却や埋立処理するごみ量を 11 万トン削減する。

(2) ごみのリサイクル率

平成 21 年度の 28% を平成 37 年度に 38% へと、平成 21 年度比で 10 ポイント向上させる。(※従来、平成 21 年度のリサイクル率の実績値は 22.5% としていたが、平成 22 年度の調査において、新たに把握できた小規模事業者等の古紙回収量を加算して再計算したところ 28% となったもの。)

表 3 ごみ処理量とリサイクル率の見通し

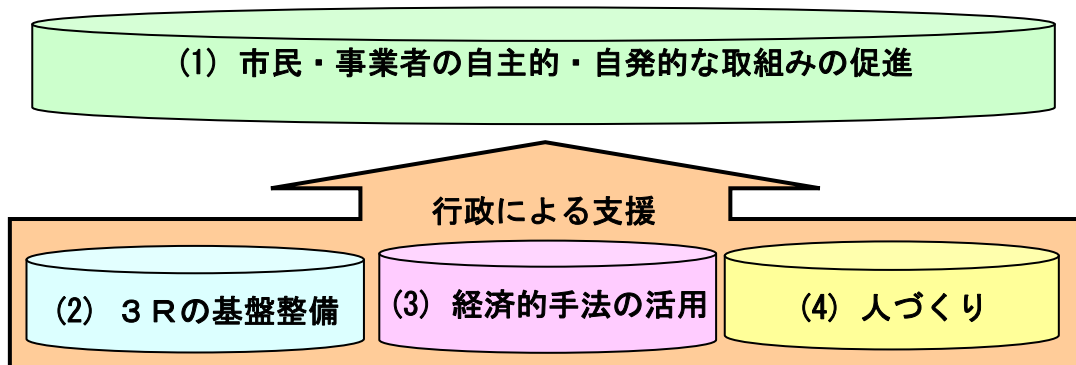


※ グラフ中の数値は単位未満を四捨五入しているため、ごみ処理量及びリサイクル量から算出される値とリサイクル率とは一致しない場合がある。

5 施策の4つの柱

目標を達成するためには、市民・事業者の行動が重要であり、これを行政が支援するという考え方を基本に、4つの柱で施策を実施する。

図 2 4つの柱のイメージ



(1) 市民・事業者の自主的・自発的な取組みの促進

① 市民の取組み

省包装商品や詰め替え製品を選んで買い物をしたり、マイバッグを持参するなど 2 R に努めるとともに、地域の資源回収を積極的に活用するなど、ごみを出さないエコな生活スタイルの実践。

② 事業者の取組み

再使用・再生利用しやすい製品づくり、省包装の実施など、製造・流通・販売その他あらゆる事業活動の場面におけるエコな取組み。

(2) 3 R の基盤整備

紙リサイクルボックスなど地域の資源物回収拠点の整備・拡充を進めることや、蛍光灯や小型電子機器などに含まれる資源の循環利用を行う。また、食品廃棄物等の資源化の取組みの支援・促進、事業系古紙回収の普及拡大や新たな資源化ルートの構築を推進する。

(3) 経済的手法の活用

事業系ごみ処理手数料を改定する。これによる歳入の一部を財源に、事業系ごみ資源化推進ファンドを創設する。そして、ファンドを活用し、事業者間の連携に向けた資源化情報ネットワークの構築や排出事業者の資源化への取組み、事業系ごみの資源化に係る実証研究・事業化の取組みを支援し、循環型社会ビジネスの振興を図る。そのほか、家庭ごみの有料制の継続など、経済性の観点からごみ減量とリサイクルを誘導する。

(4) 人づくり

3 R に取り組むリーダーの養成や環境教育・学習機会の提供、市民・事業者の優秀な取組みを表彰する制度の活用、ごみの分別等の啓発・指導を行い、2 R に重点を置いた意識と行動の啓発を行う。

6 進行管理

- (1) 数値目標の達成度及び 3 R の取組状況や温室効果ガスの削減量などの取組指標により、計画の進捗状況を多面的に把握し、これを施策に反映していく。
- (2) その結果を市民・事業者に対し公表し、ごみ減量・リサイクル行動を促進する。